

令和8年9月15日

オープンカウンター参加者 各位

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局石垣港湾事務所長

平良 宗孝

見積依頼書

下記事項について請負に付したいので、見積書を提出願います。

記

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 件 名 | 令和8年度石垣港湾事務所第一宿舍屋上遮熱塗装作業 |
| 1 | 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和8年12月25日 |
| 1 | 履 行 場 所 | 新栄町第一宿舍(石垣市新栄町17-20 他2箇所) |
| 1 | 見 積 書 提 出 場 所 | 石垣港湾事務所 総務課 |
| 1 | 見 積 書 提 出 日 時 | 令和8年9月25日(金)13時30分まで |
| 1 | 契 約 保 証 金 | 有・ ☒ 無 |
| 1 | 仕 様 書 | 別紙のとおり |
| 1 | 契 約 書 作 成 の 要 否 | 要・ ☒ 否 |
| 1 | 支 払 条 件 | 検査完了後、適法な請求書を受領した日から 30 日以内
前払金 有・ ☒ 無
部分払 0 回 |
- 1 そ の 他
- (1)電報による見積りは認められない。
 - (2)郵送による見積りは認める。ただし、提出期限必着とする。
 - (3)オープンカウンター方式試行要領及び見積心得を熟読のこと。
 - (4)見積決定するに当たっては、見積書に記載された 金額に当該金額 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを 問わず、見積もった契約希望金額の 110 分 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
 - (5)見積書のあて名は下記のとおりご記入ください。
分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 石垣港湾事務所長 平良 宗孝
 - (6)内閣府沖縄総合事務局管内において、本店、支店又は営業所を有する者。
 - (7)メールによる見積書提出を希望する場合は、送信先を事前に(8)の担当者へ確認してください。
 - (8)問い合わせ先 〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町 1-10
担当:総務課 大宜見
電話:0980-82-4740(内線 213)

石垣港湾事務所第一宿舍屋上遮熱塗装作業 仕様書

（ 適 用 ）

第 1 条 本仕様書は、沖縄合事務局石垣湾事務所において発注する「石垣港湾事務所第一宿舍屋上遮熱塗装作業」（以下「本作業」という。）に適用する。

（ 遵守事項 ）

第 2 条 本作業は仕様書による外、関係法規等によるものとする。

（ 作業場所 ）

第 3 条 本作業の場所は次のとおりとする。

新栄町第一宿舍 （石垣市新栄町 1 7 - 2 0） B-1

（石垣市新栄町 1 7 - 7） B-2

（石垣市新栄町 1 7 - 6） B-3

（ 履行期間 ）

第 4 条 本作業の履行期間は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日までとする。

（ 作業内容 ）

第 5 条 本作業の内容は次のとおりとする。

名 称	単位	数量	備 考
屋上遮熱塗装			
高圧洗浄水洗い	m ²	201	B-1、 B-2、 B-3
昇降足場設置	式	1	B-1、 B-2、 B-3
プライマー塗布	m ²	201	B-1、 B-2、 B-3
遮熱型塗装	m ²	201	B-1、 B-2、 B-3
諸経費	式	1	

作業にあたっては、担当職員と十分な打合せの上実施するものとする。

（ 完了報告 ）

第 6 条 本作業を終了後、別紙完了報告書により、報告をするものとする。

(検 収)

第 7 条 担当職員立会いのもと、本仕様書と合致していることの確認をもって検査とする。

(支払い)

第 8 条 適法な請求書を受理後、30 日以内に支払いするものとする。

(実施条件)

第 9 条 本作業を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき作業上知り得た情報の開示、漏洩、又は本作業以外の用途に使用しないこと。
また、そのために必要な措置を講じること。
関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあつては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであれば BCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業者で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

(受注者の責務)

第 10 条 本作業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意すること。
※URL：<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

(その他)

第 11 条 本仕様書に疑義が生じた場合は、双方協議の上決定をすることとする。

完了報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
沖縄総合事務局石垣港湾事務所長
平良 宗孝 殿

受注者
住 所
名 称
氏 名

下記業務を令和 年 月 日に完了しましたので報告します。

記

件 名 石垣港湾事務所第一宿舍屋上遮熱塗装作業

契約年月日 令和 年 月 日

履行期間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

個人情報取扱特記事項

（個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法 に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（業務従事者への周知）

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

（適正な安全管理）

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

（再委託の制限等）

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。